



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○商標法施行規則の一部を改正する省令(経済産業省七二)

〔告 示〕

○肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産二七四〇)

○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があつた件(同二七四一)

○肥料の登録が失効した件(同二七四二)

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項第一号から第三号に掲げる事項の一部を改正する告示(経済産業・環境一一)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、地方職員共済組合役員の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○経済産業省令第七十一号

商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十八日

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表(第六条関係)

別表(第六条関係)

第一・二類	第三類	第四類	第九類
〔略〕	一 せっけん類 洗い粉 ガラス用洗淨剤 クレンザー 化粧せっけん 工業用せっけん シャンプー 石油系合成洗剤 洗濯せっけん ドライク リーニング剤 ハンドクリーナ ー 便器洗淨剤 ペット用シャンプー 磨き粉 水せっけん	〔略〕	一〇十一 〔略〕 十二 電気通信機器器具 (一)〜(九) 〔略〕 (十) 電気通信機器器具の部品及び附属品 アンテナ イヤホン キャビネット 携帯電話機 機用ケース 携帯電話機 用ストラップ コイル 磁気テープリーダー 磁気テープクリーナー
第一・二類	一 せっけん類 愛玩動物用シャンプー 洗い粉 ガラス用洗淨剤 クレンザー 化粧せっけん 工業用せっけん シャンプー 石油系合成洗剤 洗濯せっけん ドライク リーニング剤 ハンドクリーナ ー 便器洗淨剤 磨き粉 水せっけん	〔略〕	一〇十一 〔略〕 十二 電気通信機器器具 (一)〜(九) 〔略〕 (十) 電気通信機器器具の部品及び附属品 アンテナ キャビネット 携帯電話機用ストラップ コイル 磁気テープリーダー 磁気テープクリーナー 磁気ヘッドリーダー

第十二類	第十一類	<p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 自動車並びにその部品及び附属品</p> <p>(一) 自動車</p> <p>貨物自動車 救急車 競争自動車 クレーン付 きトラック コンクリートミキサー車 散水車 乗用車 水陸両用車 雪</p>	<p>磁気ヘッドイレーザ</p> <p>磁気ヘッドクリーナ</p> <p>スピーカー 接続器 台架類</p> <p>ダイヤル 蓄電器</p> <p>通信機械用ヒューズ</p> <p>抵抗器 テープレコーダー用テープ 転換器</p> <p>配線盤 ビックアップ</p> <p>ビデオテープ 表示灯</p> <p>フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器</p> <p>マイク ロホン レコードクリーナ</p> <p>レコードスプレー</p> <p>十三〇二十六 〔略〕</p> <p>二十七 青写真複写機 金銭登録機 硬貨の計数用又は選別用の機械 写真複写機 製図用又は図案用の機械 器具 タイムスタンブ タイムレコーダー パンチカードシステム機械 票数計算機 郵便切手のはり付けチェック装置</p> <p>二十八〇三十 〔略〕</p> <p>三十一 携帯情報端末</p> <p>腕時計型携帯情報端末</p> <p>スマートフォン</p>
------	------	---	---

第十二類	第十一類	<p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 自動車並びにその部品及び附属品</p> <p>(一) 自動車</p> <p>貨物自動車 救急車 競争自動車 コンクリートミキサー車 散水車 乗用車 水陸両用車 雪上車 宣伝カー 装甲車</p>	<p>ヘッドクリーナ</p> <p>スピーカー 接続器 台架類</p> <p>ダイヤル 蓄電器</p> <p>通信機械用ヒューズ 抵抗器</p> <p>テープレコーダー用テープ 転換器 配線盤</p> <p>ビックアップ ビデオテープ 表示灯</p> <p>フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器</p> <p>マイク ロホン レコードクリーナ</p> <p>レコードスプレー</p> <p>十三〇二十六 〔略〕</p> <p>二十七 青写真複写機 金銭登録機 硬貨の計数用又は選別用の機械 作業記録機 写真複写機 製図用又は図案用の機械器具 タイムスタンブ タイムレコーダー パンチカードシステム機械 票数計算機 郵便切手のはり付けチェック装置</p> <p>二十八〇三十 〔略〕</p> <p>三十一 〔新設〕</p> <p>腕時計型携帯情報端末</p> <p>スマートフォン</p>
------	------	--	--

第十三類	第十四類	第十五類	第十六類	第十七類	第十八類
<p>〔略〕</p> <p>五〇十三 〔略〕</p> <p>(二) 〔略〕</p>	<p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 身飾品</p> <p>イヤリング カフスポタ</p> <p>ン 貴金属製き章 貴金属製バッジ 貴金属製ボン</p> <p>ネットピン ネットタイ留め</p> <p>ネクタイピン ネットクレス</p> <p>ブレスレット ペンダント 寶石ブローチ メダル</p> <p>指輪 ロケット</p> <p>五〇八 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 家庭用食品包装フィルム</p> <p>紙製ごみ収集用袋 プラスチック製ごみ収集用袋</p> <p>プラスチック製包装用袋</p> <p>四〇十 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 かばん類</p> <p>折りかばん 肩掛けかばん</p> <p>グラッドストーン こうり</p> <p>書類入れかばん スーツケース 手提げかばん</p> <p>トートバッグ トランク</p>

第十三類	第十四類	第十五類	第十六類	第十七類	第十八類
<p>〔略〕</p> <p>五〇十三 〔略〕</p> <p>(二) 〔略〕</p>	<p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 身飾品</p> <p>イヤリング カフスポタ</p> <p>ン 貴金属製き章 貴金属製バッジ 貴金属製ボン</p> <p>ネットピン ネットタイ止め</p> <p>ネクタイピン ネットクレス</p> <p>ブレスレット ペンダント 寶石ブローチ メダル</p> <p>指輪 ロケット</p> <p>五〇八 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 家庭用食品包装フィルム</p> <p>紙製ごみ収集用袋 プラスチック製ごみ収集用袋</p> <p>プラスチック製包装用袋</p> <p>四〇十 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 かばん類</p> <p>折りかばん 肩掛けかばん</p> <p>グラッドストーン こうり</p> <p>書類入れかばん スーツケース 手提げかばん</p> <p>トランク ハンドバッグ</p>

第二十類	第十九類	<p>ハンドバッグ ポストンバッグ ランドセル リュックサック</p> <p>三〇八 [略]</p> <p>九 ペット用被服類 [略]</p> <p>十II レザークロス</p>
<p>九 アドバリン 犬小屋</p> <p>うちわ 屋内用ブラインド</p> <p>買物かご 懐中鏡 鏡袋</p> <p>額縁 家庭用水槽(金属製又は石製のものを除く)</p> <p>きやたつ及びはしご(金属製のものを除く)</p> <p>工具箱(金属製のものを除く)</p> <p>小鳥用巣箱 ししゅう用杵 植物の茎支持具(金属製のものを除く)</p> <p>食品見本模型 すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン</p> <p>タオル用デイスベンサー(金属製のものを除く)</p> <p>つい立て 手持ち式旗ざお(金属製のものを除く)</p> <p>ネームプレート及び標札(金属製のものを除く)</p> <p>ハンガーボード 美容院用椅子</p> <p>びようぶ 日よけ 風鈴</p> <p>ペンチ ペット用ベッド</p> <p>帽子掛けかぎ(金属製のものを除く)</p> <p>マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け(金属製又は石製のものを除く)</p> <p>揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類</p> <p>理髪用椅子</p> <p>十〇十四 [略]</p>		

第二十類	第十九類	<p>ポストンバッグ ランドセル リュックサック</p> <p>三〇八 [略]</p> <p>九 愛玩動物用被服類 [新設] [略]</p>
<p>九 愛玩動物用ベッド</p> <p>アドバリン 犬小屋 うちわ</p> <p>屋内用ブラインド 買物かご 懐中鏡 鏡袋 額縁</p> <p>家庭用水槽(金属製又は石製のものを除く)</p> <p>きやたつ及びはしご(金属製のものを除く)</p> <p>工具箱(金属製のものを除く)</p> <p>小鳥用巣箱 ししゅう用杵 植物の茎支持具(金属製のものを除く)</p> <p>食品見本模型 すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン</p> <p>タオル用デイスベンサー(金属製のものを除く)</p> <p>つい立て 手持ち式旗ざお(金属製のものを除く)</p> <p>ネームプレート及び標札(金属製のものを除く)</p> <p>ハンガーボード 美容院用椅子</p> <p>びようぶ 日よけ 風鈴</p> <p>ペンチ 帽子掛けかぎ(金属製のものを除く)</p> <p>マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け(金属製又は石製のものを除く)</p> <p>揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類</p> <p>理髪用椅子</p> <p>十〇十四 [略]</p>		

第二十類	第二十類	第二十類	第二十類
<p>一 被服</p> <p>(一) 洋服</p> <p>イブニングドレス 学生服 子供服 作業服</p> <p>ジャケット ジョギングパンツ スウェットパンツ</p> <p>スーツ スカート スキージャケット スキーズボン ズボン スモック 礼服</p>	<p>一〇三 [略]</p> <p>四 オイルクロス ゴム引防水布 ビニルクロス ラバークロス ろ過布</p> <p>五〇十三 [略]</p>	<p>二〇二 二・二 十三類</p> <p>[略]</p>	<p>第二十類</p> <p>一〇一 アイロン台 植木鉢</p> <p>お守り おみくじ 化学物質を充てんした保温保冷具</p> <p>家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用燃え殻ふるい</p> <p>紙タオル取り出し用金属製箱 霧吹き</p> <p>こて台 五徳 小鳥かご 小鳥用水盤</p> <p>じようろ 寝室用簡易便器 石炭入れ</p> <p>せつけん用デイスベンサー 貯金箱</p> <p>トイレットパーホルダー ねずみ取り器</p> <p>はえたたき 火消しつば</p> <p>へら台 ペット用食器</p> <p>ベットの用ブラシ 湯かき棒</p> <p>浴室用腰掛け 浴室用手おけ</p> <p>ろうそく消し ろうそく立て</p> <p>十二・十三 [略]</p>

第二十類	第二十類	第二十類	第二十類
<p>一 被服</p> <p>(一) 洋服</p> <p>イブニングドレス 学生服 子供服 作業服</p> <p>ジャケット ジョギングパンツ スウェットパンツ</p> <p>スーツ スカート スキージャケット スキーズボン ズボン スモック 礼服</p>	<p>一〇三 [略]</p> <p>四 オイルクロス ゴム引防水布 ビニルクロス ラバークロス レザークロス ろ過布</p> <p>五〇十三 [略]</p>	<p>二〇二 二・二 十三類</p> <p>[略]</p>	<p>第二十類</p> <p>一〇一 アイロン台 愛玩動物用食器</p> <p>愛玩動物用ブラシ 植木鉢 お守り おみくじ</p> <p>化学物質を充てんした保温保冷具 家庭園芸用の水耕式植物栽培器</p> <p>家庭用燃え殻ふるい</p> <p>紙タオル取り出し用金属製箱 霧吹き</p> <p>こて台 五徳 小鳥かご 小鳥用水盤</p> <p>じようろ 寝室用簡易便器</p> <p>石炭入れ せつけん用デイスベンサー</p> <p>貯金箱 トイレットパーホルダー</p> <p>ねずみ取り器</p> <p>はえたたき 火消しつば</p> <p>へら台 湯かき棒</p> <p>浴室用腰掛け 浴室用手おけ</p> <p>ろうそく消し ろうそく立て</p> <p>十二・十三 [略]</p>



第三十 九～四 十三類 【略】	【二】 放送 【略】 【二】報道をする者に対する ニュースの供給 【三】電話機、ファクシミリそ の他の通信機器の貸与	第三十 九～四 十三類 【略】	【二】 放送 【略】 【三】報道をする者に対する ニュースの供給 【四】電話機、ファクシミリそ の他の通信機器の貸与
第四十 四類	【一】 【略】 【二】あん摩、マッサージ及び 指圧 カイロプラクティッ ク きゅう 柔道整復 整 体 はり 【三】十一 【略】	第四十 四類	【一】 【略】 【二】あん摩、マッサージ及び 指圧 カイロプラクティッ ク きゅう 柔道整復 は り 【三】十一 【略】
第四十 五類	【一】～【八】 【略】 【九】ペットの世話 【十】～【十三】 【略】	第四十 五類	【一】～【八】 【略】 【九】愛玩動物の世話 【十】～【十三】 【略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考【略】

- 附 則**
- 1 (施行期日)  
この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

告

示

農林水産省告示第二十七百四十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、平成三十年十一月九日付をもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年十二月十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が平成33年11月9日となったもの

登録番号 肥料の種類 肥料の名称

生第42489号 化成肥料 くみあい化成13号

生第54160号 液状複合肥料 有機入り尿素複合サ

生第54160号 液状複合肥料 ニューキ液肥

氏名又は名称 住 所

エムシー・フナー 東京都千代田区麹町一

エムシー・フナー 東京都千代田区麹町一

エムシー・フナー 東京都千代田区麹町一

生第54180号	化成肥料	くみあいアソツマツク化成高度280	エムシー・フナー エムコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第71439号	化成肥料	ほう葉マシオン苦土入り複合608	昭光通商アグリ株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号
生第71459号	成形複合肥料	キチンエース	片倉コーアアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第75823号	化成肥料	マインクローバー5号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第77999号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成時A801号	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号
生第78009号	家庭園芸用複合肥料	欽炭	株式会社メイトス ホルデイングス	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目27番6号
生第80887号	液状複合肥料	有機入り複合液肥アグリパワー21	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡菟塚町大字高安500番地
生第80894号	下水汚泥肥料	リサイクルパワー	天草市	熊本県天草市東浜町8番1号
生第80895号	下水汚泥肥料	ながす汚泥	長洲町	熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
生第80897号	し尿汚泥肥料	石巻地区し尿汚泥肥料	石巻地区広域行政事務組合	宮城県石巻市重吉町8番地20
生第80903号	し尿汚泥肥料	し尿汚泥肥料1号	常総市	茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
生第80904号	し尿汚泥肥料	おでい肥料	田原市	愛知県田原市田原町南番場30番地1
生第80906号	し尿汚泥肥料	汚泥肥料	高吾北広域町村事務組合	高知県高岡郡越知町越知甲2129番地7
生第80912号	し尿汚泥肥料	山広2000	山鹿植木広域行政事務組合	熊本県山鹿市南島1270番地1
生第80913号	し尿汚泥肥料	めばえ	宇城広域連合	熊本県宇城市松橋町久具396番地2
生第80915号	し尿汚泥肥料	脩粘(ゆうねん)	うきは久留米環境施設組合	福岡県うきは市吉井町富永2015番地
生第80918号	し尿汚泥肥料	普通肥料Kソノル	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	鹿児島県いちき串木野市海瀬410番地1
生第80921号	工業汚泥肥料	有機入り汚泥肥料	イチビキ株式会社	愛知県名古屋市中熱田区新尾頭一丁目11番6号
生第80923号	工業汚泥肥料	クノライム	株式会社クノライム(パ)	佐賀県鹿島市大字山浦丁4556番地
生第80926号	焼成汚泥肥料	天山1号	天山地区共同衛生処理場組合	佐賀県小城市牛津町勝861番地
生第80927号	汚泥発酵肥料	汚泥堆肥肥料	沼田町	北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
生第80928号	汚泥発酵肥料	剣淵町下水汚泥堆肥	剣淵町	北海道上川郡剣淵町仲町37番1号
生第80932号	汚泥発酵肥料	コフナ1号	東富士農産株式会社	静岡県御殿場市川島田1479番地の1
生第80933号	汚泥発酵肥料	コフナMP	東富士農産株式会社	静岡県御殿場市川島田1479番地の1
生第80934号	汚泥発酵肥料	Mグリーン	丸吉産業株式会社	茨城県稲敷市駒塚1770番地1